

令和8年3月18日

各学部・研究科長  
各機構長・研究所長 殿  
医学部附属病院長  
各学内共同教育研究施設長

保健管理センター  
所長 佐藤 研  
(公印省略)

放射線・有機溶剤・特化物等業務従事者の特殊健康診断実施について（通知）

このことについて、労働安全衛生法第66条に基づき下記のとおり特殊健康診断を実施します。

特殊健康診断は受診が義務づけられていますので、関係職員に周知するとともに、該当者全員が必ず受診できるよう、お取り計らい願います。

#### 記

#### 1. 受診対象者

- ①放射線業務従事者  
(管理区域立入者, R I 放射線取扱者, ガラスバッジ着用看護師等)
- ②鉛取扱業務従事者
- ③農薬等有機りん剤取扱業務従事者
- ④有機溶剤取扱業務従事者
- ⑤特定化学物質等取扱業務従事者

#### 2. 検査日時及び項目 別紙のとおり

#### 3. 特殊健康診断該当者については、別添「特殊健康診断該当者リスト」を4月14日(火)までに保健管理センターへ提出願います。

また、これまで紙媒体で提出いただいていた「特殊健康診断申込書」「問診票(有機溶剤・特化物取扱者)」「問診票(放射線業務従事者)」については、業務効率化の観点から、Web入力(Microsoft Forms)に変更します。ついては、対象者(特殊健康診断該当者リスト記載者)に、下記URLにアクセスし、4月14日(火)までに入力するよう周知等願います。(紙媒体での提出は不要です。)

1. 特殊健康診断申込書 兼 問診票(有機溶剤・特化物取扱者)《対象者全員》  
<https://forms.cloud.microsoft/r/J57bh3herD>
2. 問診票(放射線業務従事者)《①の該当者》  
<https://forms.cloud.microsoft/r/p4BgAm4CS9>

※ 特殊健康診断該当者リスト記載者でWeb未入力者がいる場合は連絡します。

後日、入力された「問診票」等により、受診が必要な方のリストを保健管理センターから送付しますので、対象者へ改めてご連絡願います。

保健管理センター(対馬)  
内線: 3118  
mail: jm3118@hirosaki-u.ac.jp